

八潮市南部地域包括支援センター 埼玉回生病院

(介護予防支援事業所)運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団協友会が開設する八潮市南部地域包括支援センター埼玉回生病院が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士(以下「担当職員」という。)、その他の従業員が、要支援状態にある高年者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、事業の提供にあたり、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について、利用者又はその家族に対し、理解を得やすいように説明を行う。

5 事業の運営にあたっては、関係市区町村、その他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 八潮市南部地域包括支援センター埼玉回生病院

(2)所在地 埼玉県八潮市大原455

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第4条 事業に携わる職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

i 担当職員より管理者を定めるものとする。

- ii 管理者は、センターの担当職員その他従業員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員(常勤4名以上)

- i 保健師(1名以上)
- ii 介護支援専門員(1名以上)
- iii 社会福祉士または高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事(1名以上)
- iv その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員
当該職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、センターの開所日及び開所時間に準じるものとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省第37号第29条から第31条の規定)に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - i 開催場所は原則利用者宅とする。
 - ii サービス担当者会議は、利用者の状況等に関する情報を担当者から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等で意見を求めるものとする。

(4) モニタリング

- i 介護予防サービス計画作成後においても、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行う
- ii 少なくともサービス期間終了月、3月に1回は原則、利用者の居宅を訪問することにより行う。
- iii 以下の要件を満たす場合は、6月に1回はテレビ電話等を活用したモニタリングを行うことができる。
 - ①利用者の同意を得ていること
 - ②サービス担当者会議等において次の事項について主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ていること。
 - ・利用者の新進の状況が安定していること
 - ・利用者がテレビ電話等を活用して意思疎通できること

・テレビ電話装置等を活用したモニタリングで把握できない情報について、サービス事業所の担当者からの情報提供を受けること。

(4) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八潮市南部圏域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、八潮市に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は八潮市役所の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び八潮市の行う調査に協力するとともに、八潮市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守して適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面より得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを八潮市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組む。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は八潮市との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から実施する。